

春の収蔵品展「館蔵刀剣展」

江戸時代、忍藩主の居城である忍城がそびえた行田には町人や農民だけではなく、多くの武家が暮らしていました。かつて武士たちが携えた刀剣は、近代化を経てなお数多く行田の地に受け継がれることとなります。

本展では、郷土博物館が収蔵している刀剣類を展示することで、ふるさと行田の武家文化を紹介します。刀剣がもつ美しさや個性をぜひご堪能ください。

- ▶ 期 間 4月16日(土)～5月29日(日)
- ▶ 会期中の休館日 5月2日を除く月曜日、5月27日(金)
- ▶ 開館時間 午前9時～午後4時30分
(入館は午後4時まで)
- ▶ 場 所 同館企画展示室
- ▶ 入館料 【大人】200円
【大学・高校生】100円
【小・中学生】50円
※団体割引あり
- ▶ 問い合わせ 同館 ☎ 554—5911

令和4年度古文書講座 ～初級編～

郷土博物館の学芸員らが講師となり、江戸時代の崩し字で書かれた古文書を読み解くスキルを磨く講座を開講します。

▶ 期日・テーマなど

回	期 日	テーマ	講 師
第1回	4月23日(土)	借用証文から読み解く江戸時代	同館学芸員
第2回	5月15日(日)	熊谷地域の宗門送り手形を読む	仲泉剛さん(熊谷市史編さん室)
第3回	5月21日(土)	古文書にみる寺社と村	同館学芸員
第4回	5月29日(日)	お伊勢まいり願書を読む	同館学芸員

- ▶ 時 間 午後2時～3時30分
- ▶ 場 所 同館講座室
- ▶ 対 象 できるだけ4回とも参加できる方
- ▶ 定 員 40人(先着順)
- ▶ 申し込み・問い合わせ 電話で同館 ☎ 554—5911



忍蔵米代金借用証文(個人蔵、同館寄託)

ひとり親家庭等児童養育手当 の申請はお済みですか

市では、義務教育就学中のお子さんを養育しているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わって養育している方に対して、行田市ひとり親家庭等児童養育手当を支給しています。

手当を受けるためには申請が必要です。手当の対象となる方で申請をされていない方は、子ども未来課で手続きを行ってください。

- ▶ 対 象 本市に住居登録している方で、次のいずれかに該当する義務教育就学中のお子さんと同居し、監護している保護者
(1)父または母、もしくは父母の双方が死亡したお子さん
(2)父母が婚姻(事実婚を含む)を解消したお子さん
(3)母が婚姻によらずに出産したお子さん
- ▶ 支 給 額 【(1)の場合】 お子さん1人につき月額6,000円
【(2)または(3)の場合】 お子さん1人につき月額3,000円
- ▶ 支給の時期 7月、11月、3月(4カ月分まとめて支給)
- ▶ 対象とならない場合
 - ・生活保護を受給している世帯
 - ・保護者の令和3年度(8月から翌年3月までの手当については令和4年度)の市民税所得割が課税されている
- ▶ 留意事項
 - ・手当は申請をした月から対象となります。
 - ・既に手当を受給している方でも、令和4年4月に小学1年生になるお子さんがいる場合は、増額の申請が必要となります。
- ▶ 問い合わせ 同課(内線292)

4月1日からコンビニ交付サービスの 手数料が窓口と比べて50円減額になります

市では、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末で取得できるコンビニ交付サービスを提供しています。コンビニ交付なら窓口より50円お得に証明書が取得できます。

ぜひこの機会に、マイナンバーカードの取得とコンビニ交付サービスをご利用ください。

- ▶ 利用可能な時間帯 午前6時30分～午後11時
戸籍謄本・抄本および戸籍の附票は、平日の午前9時～午後5時
※年末年始、メンテナンス時を除く。
※本籍が行田市で、住所が行田市以外の方が、戸籍の証明書を取得するには事前登録が必要です。
- ▶ 取得できる証明書とコンビニ交付手数料
【住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍の附票】150円
【戸籍謄本・抄本】400円
- ▶ 問い合わせ 市民課(内線242)

ひとり親家庭の資格取得や受講にかかる費用を補助します

市では、ひとり親家庭の経済的な自立や生活の安定を支援するため、就職に結び付く可能性がある資格の受講費用の一部を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」と、専門学校などの養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を目的とした「母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業」を実施しています。

また、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくことを目的とした「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施します。

これらの給付を受けるためには、事前相談が必要となりますので、子ども未来課にご相談ください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

- ▶ 対 象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての要件に該当する方
 - ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
 - ・過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方

- ▶ 対象講座
 - ・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座
 - ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定教育訓練講座(専門資格取得を目指すものに限る)
※詳細は厚生労働省ホームページ(https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)をご覧ください。

- ▶ 支 給 額
 - ①一般教育訓練に係る指定教育訓練講座を受講する場合
受講費用の60パーセント相当額(上限20万円、受講費用の60パーセント相当額が12,000円を超えない場合は対象外)
 - ②専門実践教育訓練に係る指定教育訓練講座を受講する場合
受講費用の60パーセント相当額(上限は就業年数に20万円を乗じて得た額とし、80万円を限度とする)
 - ③雇用保険制度の教育訓練給付金(※)の支給を受けられることができる方
受講費用の60パーセント相当額から教育訓練給付金※の額を差し引いた額
※「教育訓練給付金」はハローワークから支給される給付金です。

母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業

- ▶ 対 象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての要件に該当する方
 - ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
 - ・就業または育児と修業との両立が困難であると認められる方

- ・過去に母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業の支給を受けたことがない方
- ▶ 対象となる資格 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など
- ▶ 支 給 額
 - ・市町村民税非課税世帯…月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月は、月額140,000円)
 - ・市町村民税課税世帯…月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月は、月額110,500円)
※養成機関修了後、「入学支援修了一時金」として市町村民税非課税世帯には50,000円、市町村民税課税世帯には25,000円支給

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座(通信講座を含む)を受け、修了した時および合格したときに受講費用の一部を支給します。

- ▶ 対 象 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父およびその子ども(20歳未満)で、次の全ての要件を満たす方
 - ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・当該支援事業を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
※高等学校卒業業者など大学入学資格を取得している方は対象外
- ▶ 対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)
※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象外
- ▶ 支 給 額 受講費用の60パーセント相当額(最大15万円)
 - ・受講修了時給付金：受講費用の40パーセント(上限10万円)
 - ・合格時給付金：受講費用の20パーセント(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)
※合格時給付金は、受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目合格した場合に支給
- ▶ 問い合わせ 同課(内線292)